

## 八代市告示第46号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、八代市の区域に係る特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに同法第4条第1項の規定により八代市の区域に係る特定工場等において発生する騒音についての時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、平成31年4月1日から施行する。

なお、平成24年3月30日八代市告示第18号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準）は、平成31年3月31日限り、廃止する。

平成31年3月29日

八代市長 中村博生

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を2のとおり定める。

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域  
別表の規制区域の欄に掲げる地域、地区及び区域
- 2 特定工場等において発生する騒音について、時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から午後7時まで	朝（午前6時から午前8時まで） 夕（午後7時から午後10時まで）	午後10時から翌日の午前6時まで
第一種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第二種区域	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第三種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第四種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 この表において、第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ別表の規制区域の欄に掲げる区域をいう。

## 別表

規制区域			
第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域	1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 風致地区 3 工業地域のうち十条町四番、福正元町十一番、福正元町十二番及び福正元町十三番の区域	1 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（臨港地区を除く。） 2 用途地域以外の地域（臨港地区及び風致地区を除く。） 3 第二種区域と第四種区域が隣接する地域については、その境界から第四種区域側の幅50mの区域	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも、臨港地区及び第三種区域の地域を除く。工業地域においては、第二種区域の地域を除く。） 2 建馬町一番のうち臨港地区の区域

## 備考

- 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 「風致地区」とは都市計画法第8条第1項第7号の風致地区をいう。
- 「臨港地区」とは都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。
- 無人島は、規制区域から除く。
- この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制地域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。